

個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人京都伝統産業交流センター（以下「本法人」といいます。）は、伝統産業の啓発及び振興に関する事業を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的とする団体です。本法人の取得する個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報を含みます。以下同じです。）は、この目的に沿って使用するもので、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報等を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報等の保護に努めるものとします。

1 個人情報等の取得等

本法人は、個人情報等の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2 利用目的及び保護

本法人が取得し、利用する個人情報等は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合及び法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合等を除いて、個人情報等を第三者へ提供することはいたしません。

なお、要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、本人の同意なく取得すること、及び第三者へ提供することはいたしません。

3 管理体制

(1)全ての個人情報等は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等適切な安全管理措置を講じます。

(2)個人情報等を基に、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するなど、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

(3)個人情報等の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

また、個人情報等の取扱いに関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

(1)本法人は、個人情報等の保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めてまいります。

(2)本法人が保有する個人情報等を保護するための方針や体制等については、本法人の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

令和7年4月1日

〒606-8343 京都府京都市左京区岡崎成勝寺町9-1

公益財団法人京都伝統産業交流センター

理事長 田中 雅一

公益財団法人京都伝統産業交流センターが業務上保有する個人情報等の利用目的

令和7年4月1日制定

- 1 公益財団法人京都伝統産業交流センター（以下「本法人」といいます。）が保有する特定個人情報を除く個人情報は、伝統産業の啓発及び振興に関する事業を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として本法人が行う次の事業に利用します。
 - (1) 京都市勧業館常設展示場の展示事業
 - (2) 伝統産業に関する振興及び啓発事業
 - (3) 伝統産業製品の提供事業
 - (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 本法人が保有する特定個人情報を除く個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用します。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。
 - ・京都市勧業館常設展示場の展示等事業のため
 - ・子どもたちの伝統産業・伝統工芸体験のため
 - ・学校における伝統産業授業の活性化支援のため
 - ・「匠」ふれあい事業（職人派遣事業）のため
 - ・他ジャンル・時事問題とコラボした周知・啓発事業のため
 - ・課題等解決支援業務のため
 - ・作り手が行うイベント・展示会支援のため
 - ・伝統産業製品の提供事業のため
 - ・その他、上記1の目的のために行う業務の達成のため（今後行うこととなる事項を含む）
- 3 本法人が保有する特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみに利用します。
 - (1)目的
 - ①役職員等(扶養家族を含む)に係る個人番号関係事務(下記に関連する事務を含む)
 - ②役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務(下記に関連する事務を含む)
 - ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ・雇用保険届出事務
 - ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ・健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ・国民年金の第三号保険者の届出事務
 - ・その他、上記に付随する手続事務
 - ・報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ・配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
 - ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - (2)範囲
 - ①役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
 - ②役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
 - ③税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え

以上